

賃金と

1681

5月上旬号

特集◎無料低額宿泊所と貧困ビジネス

社会保障

特集◎無料低額宿泊所と貧困ビジネス

貧困ビジネスとの闘い—

弁護士

さいたま地裁判決までの攻防と判決の意義……………猪股 正

(さいたま地裁平成29年3月1日判決本号12頁・確定)

◇社会保障・社会福祉判例◇

埼玉無料低額宿泊所貧困ビジネス訴訟・さいたま地方裁判所判決
(平成29年3月1日)

無届宿泊所事業者と入所者との契約が公序良俗に反し無効とされ、また入所者が生活保護費を搾取され健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を侵害されたとして不法行為責任が認定された事案

社会福祉士

貧困ビジネス施設の実態……………吉田 涼

◆資料

社会福祉各法に法的位置付けのない施設に関する調査について(平成27年調査)(厚生労働省 社会・援護局 保護課)

無料低額宿泊事業を行う施設に関する調査について(平成27年調査)(厚生労働省 社会・援護局 保護課)

これまでの無料低額宿泊所等への取組の経緯(厚生労働省 第1回生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方に関する意見交換会 資料2)